

「誰ひとり取り残さない」社会のために

性科学・ジェンダー研究に取り組まれている東先生に、パートナーシップ制度の意義や課題について、事例とともにお聞きしました。

事例

同居するパートナーが倒れた。救急車で一緒に病院へ。入院手続きを終えた。しかし血縁者ではないからと、医師は病状を説明してくれない。連れ添って約18年になる同性パートナー、佐藤郁夫さん=享年61=を今年1月に病気で亡くした50代の男性は振り返る。「悔しかった。その後も病院から連絡はなかった」。最期に立ち会えたのは、交流があった佐藤さんの妹から知らせを受けたからだった。(東京新聞/TOKYO Web 2021年10月29日付)

婚姻重視の社会が排除する「家族」

冒頭の事例に登場する佐藤さんとパートナーは、交際10年目に「結婚式」を挙げた同性カップルです。私の友人でもありました。法律上の家族であることが証明できない、いわゆる事実婚(内縁を含む)の場合、病状説明が受けられない、(本人にかわって)手術など同意書へのサインができない、立ち会いや面会ができない、万が一の時に遺体を引き取れない、といったことがあります。自分自身がパートナーでありながら、「戸籍上のご家族に連絡を取ってください」と言われてしまうことが、実際にあるのです。

パートナーシップ制度導入の背景

最近では、事実婚カップルに福利厚生を提供する企業が増えてきました。事実婚にはさまざまなデメリットがあるのも事実ですが、これを主体的に選ぶカップルがいます。「夫婦である」と二人や周囲が

認識している場合は、住民票に夫(末届)や妻(末届)と記載することができ、健康保険の被扶養者として認められることもあります。

しかし、同性カップルには、そもそも、そうした「主体的選択」などありません。実態としては同じでも、事実婚でさえ「男女を前提としている」と言われてしまい、異性カップルに認められている福利厚生が、同性カップルには提供されないこともあるのです。

こうした困りごとや生きづらさを少しでも解消することを目的に、各自治体が同性カップルの家族関係を公的に認めようというのが「パートナーシップ制度」です。

パートナーシップ制度の意義

こうした制度によって、パートナーが救急搬送された場合も、受理証明書を提示できれば、家族として情報提供してもらえるようになる、といった変化が期待されます。



大阪公立大学大学院
現代システム科学研究科

教授 東 優子さん

もっとも、国が法律で認める「婚姻」とは全く違うものなので、例えば相続などの問題は解決しません。制度を利用することで周囲に知られてしまうのでは、といった不安の声もあります。中には、制度を導入したが、利用するカップルがほとんどいない、という自治体もあります。

それでもなお、日常的に差別・偏見にさらされ、困りごとや生きづらさを抱えている方たちの問題を少しでも解消しようという姿勢を行政が示すことには大きな意義があります。そもそもマイノリティの話をしているのですから、数を問題にすべきではないのですが、例えば、冒頭の二人にはこんなエピソードもあります。交際15年目に婚姻届を出しに行ったのですが、法的根拠がないという理由で不受理になりました。しかし、区役所の担当者の計らいで「結婚記念カード」が発行され、それがまるで結婚が認められたみたいで嬉しかったそうです。

パートナーシップ制度の導入が最終目標ではないにせよ、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向かって、これでまた一歩前進になることを期待しています。



パートナーシップ制度を導入 ~ありのままを受け入れる社会に~

問(市)人権推進課 ☎82-8388

関連する
SDGs目標



「性」と一言で言っても、そのあり方は多様です。性のあり方を考える4つの要素

- 一般的に「性別」と聞くと、「身体の性をイメージする人が多いかも」かもしれません。しかし、性は4つの要素の組み合わせで表されます。
- 身体の性 生まれたときに割り当てられた戸籍などに記載された性
- 心の性(性自認) 自分自身をどんな性だと思つか
- 好きになる性(性的指向) 好きになるかならないかな、なるとしたらどんな性の人を好きになるか
- 表現する性 服装、しぐさ、言葉遣いなど自分のありたい性をどのように表現するか

性の要素は誰もがもっており、組み合わせは人によってさまざまです。100人いれば100通りの性のあり方があります。



▲ホームページはこちら

私たちの中には、身体の性別と心の性別が一致しない人や自分と同じ性別の人を(も)好きになる人もいます。こうした人たちは、「性的マイノリティ(性的少数者)」や「LGBTQ」などと呼ばれることがあり、さまざまなタイプの人がいます。一人一人が「多様な性のあり方」に正しい理解を持ち、お互いを尊重することが必要です。

三木市パートナーシップ制度を導入

本市では、「すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまちをつくる」という方針のもと、多様性を認め合う社会の実現をめざしています。

今年4月からは、互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティのお二人や、いわゆる事実婚関係のお二人に、届出受理証明書を交付する「パートナーシップ制度」を開始しました。

届出受理証明書にはお二人の他、子どもや親などを記名することが可能で、法的な効力はありませんが、提示することにより家族としてさまざまな行政サービスを享受していただくことが可能になります。



▲ホームページはこちら

▶対象(次の要件のほか市が定める全ての要件を満たすこと)

- ・二人とも18歳以上である
- ・一方が双方が市内在住または転入を予定している
- ・ほかの人とパートナーシップ関係にない など

▶申請方法

電子申請または市ホームページにある申請書に必要書類を添付し、男女共同参画センターへ郵送または持参してください。
問・申請(市)男女共同参画センター ☎89-2331

パートナーシップ制度届出受理証明書	
三木市パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。	
【本人】	【パートナー】
氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)
届出日 令和 年 月 日	交付番号 第 号
令和 年 月 日 三木市長	
印	

多様な性に関する相談窓口(秘密厳守・匿名相談可)

- ▶日時 平日 午前9時~午後4時
- ▶場所 総合隣保館(志染町吉田823)など
電話相談もできます。
- ▶相談員 人権擁護委員または市職員
問(市)人権推進課 ☎82-8388

